

[事案 2023-203] 契約内容変更等請求

・令和6年6月20日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、10年分の保険料を支払済とすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に契約した養老保険について、以下の理由により、10年分の保険料を支払済であるという認識どおりの契約にするか、契約を無効としてほしい。

- (1) 契約時に一括で支払った100万円は、10年分の保険料であると募集人に説明されたが、実際は8年分であった。もし8年分であるとの説明を受けていたら契約しなかった。
- (2) 契約申込当時、自分は71歳であったが、書面上同席したことになっている息子は同席していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、100万円を10年分の保険料として預かるという説明はしておらず、設計書や申込書に8年分の保険料であることが明記されていることから、これらと異なる説明を募集人がするとは考えられない。
- (2) 70歳以上の者の申込時に、70歳未満の家族が同席することは要件ではない。また、記録によれば、申込時に申立人の息子は同席していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。